



港湾施設使用料金表

Port of
Wakkanai



令和元年10月1日改正

種類	区分	金額
※1 ※2	12時間まで	漁船 総トン数50トン未満 207円
		漁船 総トン数50トン以上100トン未満 413円
		漁船 総トン数100トン以上200トン未満 619円
		漁船 総トン数200トン以上 825円
	その他の船舶 総トン数1トンにつき 9円24銭	
	1224時間を超え	漁船 総トン数50トン未満 275円
		漁船 総トン数50トン以上100トン未満 550円
		漁船 総トン数100トン以上200トン未満 825円
		漁船 総トン数200トン以上 1,100円
	その他の船舶 総トン数1トンにつき 12円32銭	
	2412時間までごとを超え	漁船 総トン数50トン未満 137円
		漁船 総トン数50トン以上100トン未満 275円
漁船 総トン数100トン以上200トン未満 412円		
漁船 総トン数200トン以上 550円		
その他の船舶 総トン数1トンにつき 6円16銭		
※3	漁船	総トン数10トン未満 3,300円
		総トン数10トン以上50トン未満 11,000円
		総トン数50トン以上100トン未満 22,000円
		総トン数100トン以上200トン未満 27,500円
	その他の船舶	総トン数200トン以上 44,000円
	1年	総トン数30トン未満 18,700円
		総トン数30トン以上50トン未満 27,500円
		総トン数50トン以上100トン未満 37,400円
		総トン数100トン以上200トン未満 46,200円
		総トン数200トン以上300トン未満 55,000円
		総トン数300トン以上500トン未満 88,000円
		総トン数500トン以上700トン未満 110,000円
		総トン数700トン以上1,000トン未満 165,000円
		総トン数1,000トン以上5,000トン以下 220,000円
総トン数5,000トンを超えるもの 220,000円に5,000円を超える1トンにつき4,504円を加算した額		
港湾用地使用料	専用使用	
(1)1平方メートルごとに1月につき 50円		
一般使用(1平方メートルごとに)		
(1)15日まで1日につき 1円65銭		
(2)15日を超える場合1日につき 3円30銭		
※4	地下埋設管、電柱、広告類に係る使用	稚内市道路占用料徴収条例(昭和40年稚内市条例第30号)第2条の規定を準用して得た額
臨港道路占用料	稚内市道路占用料徴収条例第2条の規定を準用する。	その準用して得た額

種類	区分	金額	
引船使用料	基本使用料(引船1隻1時間まで)	総トン数1,000トン未満 27,767円	
		総トン数1,000トン以上2,000トン未満 37,379円	
		総トン数2,000トン以上3,000トン未満 49,126円	
		総トン数3,000トン以上5,000トン未満 60,874円	
		総トン数5,000トン以上7,000トン未満 69,417円	
		総トン数7,000トン以上10,000トン未満 75,825円	
		総トン数10,000トン以上13,000トン未満 85,437円	
		総トン数13,000トン以上15,000トン未満 106,795円	
		総トン数15,000トン以上20,000トン未満 128,155円	
		総トン数20,000トン以上25,000トン未満 149,514円	
総トン数25,000トン以上30,000トン未満 170,874円			
総トン数30,000トン以上 213,592円			
通船料(引船1隻1時間まで) 27,767円			
超過時間使用料	当該船舶の基本使用料又は通船料の5割相当額		
引船の使用時間が1時間を超えるときは、超過時間 30分までごとに			
割増料	(1)冬期 (2)勤務時間外 (3)荒天時又は防波堤外 (4)海難救助作業	当該船舶の時間使用料の5割相当額	
※5 ※6 ※7	待機料	使用者の要請により引船がてい係場を出港した後、待機をしたとき。 当該船舶の時間使用料の5割相当額	
その他	引船がてい係場を出港した後、使用者が使用しなかったとき。	当該船舶の時間使用料の5割相当額	
上屋使用料	専用使用	保税蔵置場として使用(見本の展示又は貨物の加工をする場合を除く。以下同じ。)	1月ごと m ² 347円
		その他の使用	1月ごと m ² 434円
	※8	一般使用	保税蔵置場として使用 15日以内 1日ごと m ² 11円58銭
			15日を超える場合 1日ごと m ² 14円48銭
その他の使用	1日ごと m ² 14円48銭		
200t吊クローラークレーン使用料	1時間につき	29,700円	
陸電施設使用料	北緑地陸電施設	当該施設の使用に要した電気料の額	

〔備考〕 1.臨時使用とは、12時間単位でのけい留をいう。 2.外航船舶(消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。以下同じ。)にあっては、この表の規定により算出した使用料の額を100分の110で除して得た額とする。 3.常時使用とは1年間のけい留をいう。 4.専用使用に係る使用の期間に1月に満たない期間があるときは、当該期間については日割計算により算定した額とする。 5.外航船舶の基本使用料の算定にあっては、基本使用料の額を100分の110で除して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を当該船舶の基本使用料とする。 6.この表の「冬期」とは、12月1日から翌年の3月31日までをいう。 7.この表の、「勤務時間外」とは、次に掲げる日及び時間をいう。(1)稚内市の休日(平成2年稚内市条例第23号)第1条第1項に規定する休日 (2)月曜日から金曜日(前号に掲げる日を除く。)までの午前8時45分から午後5時30分までを除く時間 8.専用使用に係る使用の期間に1月に満たない期間があるときは、当該期間については日割計算により算定した額とする。

稚内港の利用支援

Port of
Wakkanai

北極海

チュコト海



SOLASエリア

200 t 吊クローラクレーン



減免対象船舶

令和元年10月1日料金改正

減免対象船舶	使用料の区分	減免の割合
・海外に定期貨物航路を有する外航貨物船舶 ・クルーズ船 上記船舶が入港する際の荷役に限る	けい船使用料	8割を減額
	港湾用地使用料	5割以上を減額
	上屋使用料	5割以上を減額
	200t吊クローラクレーン使用料	5割を減額

例

使用料	減免前	減免後
港湾用地10,000㎡を3ヶ月使用する場合 港湾用地使用料	1,500,000円	750,000円 (750,000円減額)
クレーンを5時間使用する場合 200t吊クローラクレーン荷役機械使用料	148,500円	74,250円 (74,250円減額)

※ 減免を利用される方は、事前に連絡をお願いします。

減免申請方法
など
詳細について
お問い合わせ

〒097-8686 稚内市中央3丁目2-1 稚内市建設産業部港湾空港課

TEL:0162-23-6483 (直通) FAX:0162-23-7999 e-mail:kouwan@city.wakkanai.lg.jp

URL:<http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/section.main/kouwan/index.htm>